

茨木市業務委託業者選考要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市が委託する業務委託契約（契約検査課が業者選考する業務委託を除く。）を行う場合の業者（以下「指名業者」という。）の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(業者資格)

第2 指名業者の資格は、関係法令によるほか、本市に物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登録されている者とする。

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び第167条の5第1項の規定は、随意契約についてこれを準用する。

(業者の選考)

第3 指名業者の選考は、入札参加資格申請書に記載された事項のほか、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 経営規模及び経歴
- (2) 施行能力の現状及び実績
- (3) 業務に必要な資格者の有無
- (4) 不誠実な行為の有無

(業者の選考者)

第4 指名業者の選考は、業務委託担当課長が指名業者選考案を作成し、次の各号に掲げる予定価格の区分に応じ、当該各号に定める選考者（総務課長は、清掃・保安警備委託業務に限る。）で構成する茨木市業務委託業者選考会議（第4において「選考会議」という。）において審議し、指名業者選考案を決定するものとする。ただし、予定価格50万円未満のものについては、選考会議の審議を省略することができるものとする。

- (1) 予定価格1,000万円未満 担当課長及び契約検査課長
- (2) 予定価格1,000万円以上5,000万円未満 担当部長、企画財政部長、担当課長、総務課長及び契約検査課長
- (3) 予定価格5,000万円以上 副市長、担当部長、企画財政部長、担当課長、総務課長及び契約検査課長

2 前項の規定にかかわらず、予定価格1,000万円未満の清掃・保安警備委託業務については、必要に応じ、総務課長の意見を聴き、又は総務課長を選考会議の選考者とすることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、特定の者だけが機械的又は技術的に実施できる業務委託契約については、選考を要しないものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。